

アーティストバンク要綱

(趣旨)

第1条

アーティストバンクは、高知県在住アーティストの人材情報を集積・公開し、その活動内容を高知市民に周知することで、アーティストの発表の場を拡充するとともに、高知市民に芸術鑑賞およびワークショップ等の芸術体験の機会を提供し、高知市ならびに高知県の芸術・文化活動の振興に資することを目的としており、財団法人高知市文化振興事業団（以下「事業団」という。）がその運営を行う。

(登録)

第2条 登録を希望するアーティスト（以下、「登録希望者」という。）は次の各号を満たしていなければならない。

- (1) 芸術表現活動を行うものである。
 - (2) 高知県在住である。
 - (3) 高知市民の依頼に応じて公演およびワークショップ等の活動が実施可能である。
- 2 登録希望者は必要事項を記入した登録用紙と、登録料2,000円を事業団まで提出もしくは現金書留にて郵送するものとする。
- 3 募集期間は特にこれを定めず、随時受け付けるものとする。
- 4 事業団は、登録希望者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を拒否することができる。
- (1) 公序良俗に反する。
 - (2) 政治もしくは宗教活動を目的とする。
 - (3) 営利活動を主たる目的とする。
 - (4) 青少年の健全な育成を阻害する。
 - (5) 第1条に掲げる目的に照らして、登録が不適当なものである。
- 5 事業団は、前項の規定により登録希望者をアーティストバンクに登録しなかったときは、登録希望者に登録料を返還するものとする。

(通知および公開)

第3条 事業団は、第2条第1項から第3項に掲げる規定により登録希望者をアーティストバンクに登録したときは、その旨を登録希望者に通知するとともに、登録希望者の同意を得ている情報について、それを公開するものとする。

2 事業団は、第2条第4項に掲げる規定により登録希望者をアーティストバンクに登録しなかったときは、その旨を登録希望者に通知するものとする。

(登録情報の変更)

第4条 アーティストバンクに登録されたアーティスト（以下「登録者」という。）は、当該登録情報に変更が生じたときは、速やかに事業団に届け出るものとする。

2 事業団は、前項の規定により登録者から変更の届け出を受けたときは、随時無料で登録情報を変更するものとする。

(登録の抹消)

第5条 事業団は、登録者から登録抹消の申出があったときは、当該登録情報を抹消するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団は、次の各号のいずれかに該当する登録者についてはその登録を抹消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって登録が行われた。
 - (2) 第2条第1項に掲げる各号のいずれかを満たせなくなった。
 - (3) 第2条第4項に掲げる各号のいずれかに該当するに至った。
- 3 事業団は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を登録者であった者に通知するものとし、登録料も返還しないものとする。

(アーティストバンクの終了)

第6条 事業団は、相応の理由があるときは、登録者の承諾無くアーティストバンクを終了することができる。

2 事業団は、前項の規定によりアーティストバンクを終了するときは、登録者に対して登録料を返還しないものとする。

(個人情報の取扱いについて)

第7条 事業団がアーティストバンクを通じて知りえた個人情報に関する取扱いは、財団法人高知市文化振興事業団個人情報保護規程に準ずるものとする。

(附則)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。